

長崎県壱岐病院清掃業務仕様書

1. 業務名

長崎県壱岐病院清掃業務

2. 目的

病院建物内外の環境美化に努めるとともに、全域の環境衛生及び院内感染の予防を図り、院内における診療活動の効率の維持向上と安全性を確保する。

3. 基本事項

- (1) 請負者（以下「乙」という）は、作業実施にあたって、予め作業主任を定め、作業主任は、従事者名簿及び日常、定期の作業計画書を作成の上、長崎県壱岐病院（以下「甲」という）に提出するものとする。
- (2) 乙は、毎日の作業終了後に作業報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。
- (3) 甲は従事者の休憩室及び清掃用具、消耗品の保管場所（土地）を無償で使用することを認めるものとし、乙は、その使用に際し、常に清潔保持に心がけ、乙の責任をもって火災及び盗難の防止に努めるものとする。
- (4) 乙は、常時従事者に対し清潔かつ専用の被服及び名札を着用させ、業務を遂行するにあたっては、風紀、衛生に留意し、患者及び職員等に不快感を与えないよう注意すること。
又、従事者については、業務に精通するよう教育、指導監督を徹底するとともに、職員、患者のプライバシーの保護に努めること。
- (5) 乙は、従事者の作業実施にあたり、安全管理、健康管理には十分留意し、各人の健康診断書を定期的に甲に提出するものとする。
又、従事者の感染対策をすることが望ましい。
- (6) 業務遂行にかかる経費については、一切の清掃用具及び消耗品は乙の負担とする。但し、トイレットペーパー、洗剤等、ゴミ袋、防臭剤は甲の負担とする。
- (7) 業務遂行にあたり、各室の開錠を必要とする場合は、その都度授受を明らかにして借用するものとし、作業中は乙の責任をもって火災及び盗難の防止に努めること。

4. 業務内容

(1) 業務概要

- ① 日常清掃 ② 定期清掃 ③ 窓ガラス清掃 ④ 塵芥収集
- ⑤ 医療廃棄物集積

(2) 清掃面積

別紙清掃対象面積及び実施周期のとおり

(3) 清掃方法

別紙清掃作業要領及び作業基準書のとおり

(4) 清掃時間

月～金曜日 7：30～17：00内

土曜日 8：30～12：30内

日曜日・祝祭日 休み

※各部署の清掃作業時間帯は、受注後に調整いたします。

(5) 清掃員数

清掃員数は、原則7名以上とし、(4) 清掃時間内に勤務する者の1週間の勤務時間合計は、1人40時間を超えないものとする。

清掃作業要領

1. 一般留意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、患者本位の清掃を心がけ、院内の環境衛生保全に努めること。
- (2) 埃の飛散を避け、騒音防止し、静粛作業を心がけること。
- (3) 治療及び看護の状況を判断し、作業を行うこと。また、患者の食事時間の作業は回避すること。
- (4) 二次感染に留意すること。

2. 清掃内容及び清掃方法

- (1) 日常清掃、定期清掃は清掃対象面積及び実施周期と平面図のとおりとする。(日本医療福祉設備協会「病院設計設備ガイドライン」に準じ、清潔度クラスの区域順に清掃を実施する) 清潔度クラスでカラーリングした清掃道具を専用する。
- (2) 備品等で移動可能な物は、極力移動して作業を実施し、完了後所定の位置に配置する。部屋に持ち込まず一部屋ごとにモップはオフロケーション方式*を採用すること。(モップの取替部分については、当院が用意するものとする。)
- (3) 外来管理棟の定期清掃は、土曜日または日曜日に行うこと。
- (4) 日常清掃(1回/日)は、土曜日(12:30~)・日曜日・祝祭日を除く毎日とする。ただし、土・日・祝祭日が連続する時は必要に応じて行うもの(2日以上空けないこと)とし、その清掃箇所外来棟・脱衣室・シャワー室及び病棟域の病室・トイレ・汚物処理室・洗面室・食堂・配膳室等を含む。
- (5) 感染症病床・空気感染隔離室については職員の指示に従い清掃を行うものとする。
- (6) 入退院時におけるベッド移動時に清掃が生じる場合は、清掃後であっても連絡があればその都度行うものとする。
- (7) 適宜作業は、日常作業の中においても、毎日汚れが発生するとは限らない箇所の清掃や消耗品補給等その都度実施する作業とする。
- (8) ゴミ集積場はいつも清潔で良好な状態に保つこと。
- (9) 医療廃棄物、感染性廃棄物処理時は必ず手袋、エプロンを着用し、職業感染防止に努める。また、使用した手袋やエプロンはその場で医療廃棄物として処分し、手洗いをを行う。(交換用手袋、エプロンについては、当院で用意する)

*オフロケーション方式とは、使用後のモップをその場ではずして、すでに洗淨された新しいモップに次々と交換しながら、清掃作業を進めていく方式である。

3. 清掃範囲

(1) 日常清掃

- ① 毎日 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ② 月・金 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ③ 水・土 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ④ 火・木 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑤ 火・金 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑥ 水・金 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑦ 火・水・木・金 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑧ 隔日 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑨ 週1回清掃 (清掃対象面積及び実施周期による)
- ⑩ 月1回清掃 (清掃対象面積及び実施周期による)

(2) 定期清掃 (ワックス)

- 年1回 清掃 (清掃対象面積及び実施周期による)
- 年2回 清掃 (清掃対象面積及び実施周期による)

(3) その他

- ① 医師公舎の共有部分の清掃(玄関ロビー・廊下・階段・スロープ・駐車場・建物周辺)：週1回
- ② ゴミステーションの清掃：週1回
- ③ 弁当などのトレイ、空き缶の洗い
- ④ ゴミ入れポリ容器の洗い
- ⑤ 年に1回庭、窓の清掃
- ⑥ 清掃に使用したモップは洗淨後、日光で乾燥させること

作業基準書

清掃作業は日常作業とし、良好な環境衛生の維持と健材の保全と美化に努めること。

1. 作業員の厳選はもとより診療に支障のないようにおこなうこと。
2. 用水電力の使用については、必要最小限にとどめること。
3. 作業範囲、作業時間については係員の指示に従うこと。
4. 作業概要

(1) 日常作業

作業箇所	作業内容
病棟・外来棟等の専用部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ (埃とり) 埃の中にはアスペルギルスの孢子(種)が含まれ、移植患者など抑制状態にある患者の肺アスペルギルス症の原因になることがある。そのため、一般病棟においても、できる限りこの危険を最小限にするために静電気ダスター等を用いて通気口や空調、ベッドランプ、コンソール、カーテンレール、手すりなどに埃がたまらないようにする。 ・ (掃き掃除) 塵埃が飛散しないように化学雑巾、自在箒、電気掃除機又は吸水掃除機で丁寧に清掃する。 ・ (拭き掃除) モップにて丁寧に掃除する。特に固着している汚れ、付着物等はスチールウール、パテナイフ等で丁寧に取り除く。 ・ カーペットは電気掃除機を用い除塵を行い、汚れたところは洗剤を使用して除去する。 ・ 各所に備え付けの備品はその都度除塵を行いカラ拭き、又は水拭きを行う。 ・ 各出入りロドア等の汚れは、その都度除去し、汚れに応じてカラ拭き、水拭き、又は洗剤拭きをする。 ・ 紙屑、ゴミ、汚物等の処理は、1日1回以上は行い、容器は水拭き、又は水洗いを行い、完了後は所定の位置に必ず配置する。 ・ 紙屑、ゴミ、汚物等の処理は、病棟部門は病室を含む全域、管理部門は、原則として共用部分とする。 ・ 外来患者待合室の長椅子等は、汚れに応じてカラ拭き、水拭き、又は洗剤拭きをする。 ・ 電気スイッチ、コンセント、その他スイッチ廻り・ドアノブ・水道コック・手すりの清掃。 ・ その他、特に汚れた箇所は状況に応じ、EPAに登録されたHIV・MRSAに対応できる除菌洗剤または同等品を使用して除去する。使用薬剤を個別に準備すること。また使用場所について指示を受ける体制を整えること。 ・ 感染性廃棄物及び非感染性廃棄物の梱包作業。

<p>玄関・風除室・ホール・建物廻り(犬走り・アプローチ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒を用いて床の埃を取り除き、長尺塩ビシート部は化学処理モップを使用する。 ・ 汚れの甚だしい箇所は、水拭き又は洗剤で拭き取る。 ・ 玄関ドアのガラスは、汚れに応じてカラ拭き、水拭き、又は洗剤拭きをする。 ・ 金属部分の清掃をする。 ・ 必要に応じ壁の清掃をする。 ・ マットを清掃する。 ・ 箒を用いて建物廻りの木の葉、ゴミ等を取り除く。
<p>廊下・外来通路・各待合ホール・待合スペース・家族待合室・面会室・配膳室・各待合室・パントリー・職員食堂・湯沸し室・指導室・相談室・事務当直室・医師控室・応接室・コピー室・サロン・医局、図書室・階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用部分に類似する作業項目は、同要領とする。 ・ 箒、化学処理モップを用いて埃を取り除く。 ・ 汚れの甚だしい箇所は、水拭き又は洗剤で拭き取る。 ・ 手摺の拭き掃除をする。 ・ 扉の埃を取り除く。 ・ 金属部分の清掃をする。 ・ 畳部分は必要に応じカラ拭き・水拭きを行う。 ・ 必要に応じ壁の清掃をする。
<p>各トイレ・洗面室・洗濯室・汚物処理室・処置室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用部分に類似する作業項目は、同要領とする。 ・ 床の拭き掃除をする。 ・ 汚れの甚だしい箇所は、洗剤で拭き取る。 ・ 扉、間仕切りの拭き掃除をする。 ・ 衛生陶器類を適正洗剤で清掃する。 ・ 金属部分の清掃をする。 ・ トイレトペーパー、水石鹼を補充する。 ・ 汚物入れを清掃する。 ・ 洗面・洗髪台のまわり及び鏡はカラ拭き又は水拭きを行う。 ・ 各排水口の汚れ、トラップの詰りはその都度除去し、洗剤洗浄する。 ・ トイレ内の汚物収集及びオムツ類の箱詰め作業及び運搬 ・ 各トイレ清掃時間と担当者を明記する。 ・ 病棟及び処置室の水回りに関しては、病院指定の手順書に従い行うこと。
<p>各待合室・ホール・各外来診察室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屑入れの内容物の処理。 ・ 診察室等のゴミ収集及び処理。 ・ 可燃物、危険物等の区分処理。
<p>エレベーター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒、化学処理モップを用いて埃を取り除く。 ・ レール、溝の掃除をする。
<p>浴室・シャワー室・脱衣室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣室の床は掃き掃除を行い材質に応じて水拭き又はモップ掛けをする。 ・ 浴室は洗剤を使用し、デッキブラシ等でよく磨き水洗いをする。 ・ 浴槽は洗剤を使用し、スポンジ等でよく磨き水洗いをする。 ・ 足拭きマット（現在は使い捨てペーパー使用）等は、常に

	<p>清潔に保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗い桶、腰掛け等も常に清潔に保つこと。 ・ 水廻りの「ぬめり」を取り除くよう清掃と換気をして乾燥させる。
医師当直室・医師仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用部分に類似する作業項目は同要領とする。 ・ ゴミ収集・掃除及びシーツ交換。
屋外訓練スペース・物干し場・洗濯物干し場・バルコニー・屋外階段・屋外駐車場・スロープ車路	<p>(1回以上/週 実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちり拾い。 ・ 掃き掃除。 ・ 可燃物・危険物の区分処理。 ・ 植え込み等における空き缶、ゴミを回収する。
自販機用ごみ箱	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ処理は自販機設置業者にて行うので摘要しない。

※面積及び頻度は清掃対象面積及び実施周期を参照のこと。

(2) 定期作業

床材質	作業内容
ビニール床タイル ビニール床シート フローリング ウレタン系塗床 エポキシ系塗床 防塵塗料塗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵。 ・ 床表面洗浄。 ・ 床表面の水拭き。 ・ 樹脂ワックス塗布仕上げ。 ・ 必要に応じ剥離剤で洗浄し、ワックスを塗布し、仕上げる。
花崗岩 デザインタイル 磁器質タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵。 ・ 床表面の洗浄・拭き上げ。
タイルカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーペットクリーニング。
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内外両面のガラス清掃。 ・ ブラインド清掃

※面積及び頻度(周期)は清掃対象面積及び実施周期を参照のこと。ただし、追加及び削減が必要時には双方協議の上、対応するものとする。

※トイレについては、ワックスかけが可能な場所については年1回定期清掃(ワックス掛)を実施するものとする。